

舞鶴市長 多々見良三 様

令和 4 年 10 月 11 日

FM まいづる中継局設置工事に関する公開質問状

平素は、当財団の FM まいづる放送事業にご協力を賜り誠にありがとうございます。FM まいづる中継局設置工事についての議会答弁について、これまで文書にて当財団より申し入れを行っておりますが、令和4年9月舞鶴市議会において、舞鶴市長及び川端市長公室長による不正確かつ市民に対して不誠実な答弁が引き続き行われました。つきましては、当財団の社会的名誉を回復する為、また、正しい情報を市民に伝える為、以下の通り公開質問状にて申し入れますので、舞鶴市の見解を令和4年10月14日(金)17:00までに回答を頂きますよう申し入れます。本公開質問状は、令和4年10月11日(火)17:00よりFM まいづるホームページにて公開の上、舞鶴市議会議員、マスコミ各社に配布致します。また、今後の舞鶴市からの回答は全て公開させていただきます。

1. 令和4年9月14日舞鶴市議会代表質問(鴨田議員)の答弁について

1) FM まいづる加佐中継局の伝送回線の設計において有線回線から無線回線へ、当財団が設計変更を要望した「資料」「根拠」があり「6月議会の市の答弁の撤回の必要はない」とした多々見市長の答弁について

これは、当財団がこれまで申し入れを行っている趣旨に反論した答弁であり、当財団の社会的名誉を一層損なうものとなりました。FM まいづるが「要望した」という答弁は、問題の本質をすり替え、当財団について誤った印象を流布し、当財団の放送事業に対して市民の疑念を助長し、当財団の放送事業者としての社会的信用を著しく損なうものであり、改めて答弁の撤回を求めます。

当財団が設計変更を要望した「資料」「根拠」があるという答弁に対して、当財団から「資料」「根拠」文書の開示を求めたところ、令和4年9月17日及び9月24日に担当課より該当文書の提示がありました。(別紙①②③)しかしながら、舞鶴市が提示した文書は、当財団が中継局の設置において放送事業者として舞鶴市に対し技術的な助言を行った資料であり、「要望」にはあたらないと舞鶴市担当課に対しその旨を即座に回答致しました。

また、令和4年10月4日付「第三者意見照会書」(舞公第61号)(別紙④)にて、本件に関する行政文書の開示請求についての当財団への意見照会がありました。舞鶴市は情報公開する行政文書の件名として上記に加えて別紙⑤(2021年6月11日付メール)を開示文書として確認されました。しかしながら別紙⑤は無線中継回線の電波受信強度が規定値に達しない不具合発覚後(令和3年5月13日※試験電波の結果を関係者が確認)に舞鶴市が官は官に任せろといった様子で放送事業者(免許人)の関与しないところで強引に有線回線への変更を提示した為、それでは当初の舞鶴市の方針と逆方向になることから、当財団は本事業の趣旨に沿い計画通りに災害に強い無線中継回線の整備をすることが公益に叶うと助言したものです。これ

は舞鶴市が主張するような設計段階の問題とは時系列的にまったく無関係であり、舞鶴市がこのような誤った文書を公開する意図は、当財団が関与したように印象操作をしようとするものにほかなりません。舞鶴市のこのような行為に対して当財団は強く抗議します。当財団は、自ら当該資料及び関連資料を公表し、当財団の名誉を自ら回復します。

2) 「基本計画は既に達成している」「FM 放送をしていただく事業者ですので、だから努力を認める」という多々見市長の答弁について

多々見市長は、「基本計画（基本設計）は既に達成している」という趣旨の主張を表明、繰り返し答弁されたが、基本計画や基本設計は本事業の過程であり、過程の中の一部の議論を今さら取り出し、あたかも本事業の目的が達成したかのように主張することは真実を歪め、市民を欺こうとする行為です。また、基本設計から詳細設計の検討過程での当財団の助言を要望と解釈して引用することは本件の問題の真実を歪める行為であり極めて不適切です。本事業の舞鶴市の趣旨に災害時の情報伝達があることから、災害時に強い最善の方策を当財団は一貫して助言していたものです。そして、本事業の目的（詳細設計によるもの）は、未だ達成されていないのが事実です。

市長の「FM 放送をしていただく事業者ですので、だから努力を認めるということで、この FM 事業者の意見も聞いて、無線もやろうということ

で話を進めた次第である。」という答弁は、本事業の設計段階における当財団（放送事業者）の立ち位置は助言をするに過ぎず最終的な決定判断は、設計業務の発注者である舞鶴市がしたものであることを明らかに誤認しており答弁の撤回を求めます。

3) 放送事業において平時と緊急時の放送の区別はない

多々見市長は、「それができたときに、ついでに平常時のそういう放送もできるということ

で、私が当初言われていた目的は有線放送による放送は既にできているということ

をこのネットでも見れますから、市民の皆さんにお伝えしたい。」と答弁したが、放送事業者は平時と緊急時で放送設備の重要度を区別することはない。平常時の放送が「ついでに」という言い方は、コミュニティ FM 放送事業を軽視する発言であり大変遺憾です。コミュニティ FM 放送は、緊急時の情報伝達のみを使用するものではなく、放送事業は平時・緊急時の一体的な放送運用、様々な情報提供が継続的に行われて初めて、リスナーが利用するものです。舞鶴市が緊急時の情報伝達のみを目的とするのであれば防災無線の個別受信機の配布を行うべきです。市長は FM まいづる 77.5MHz を防災情報の伝達のみを利用できれば、良いと考えているのですか？舞鶴市の回答を求めます。

4) 音楽放送とその他の放送を区別することはない

多々見市長は、「また、その後の基本設計から追加になった無線放送も加えるとい

うことを今、技術的な課題もあって、また目的を達成しておりませんが、ただ時には聞こえる。音楽放送は聞こえづらけれども、いわゆる危険をお伝えする。そういった一般的な放送は伝わることも多い。ただし、安定していないということで、総務省が認める安定した無線放送ができるように、今後も努力する。」と答弁したが、音楽放送とその他の番組や緊急放送を技術的に区別することはありません。これは多々見市長の放送事業や放送設備についての誤った認識であり、この答弁は、問題を矮小化し、隠蔽しようとする答弁であり、市民の誤解を招く為、答弁の撤回を求めます。

2. 令和4年9月15日舞鶴市議会一般質問（小杉議員）の答弁について

1) 設計会社「建設技術研究所」が本事業から撤退した理由

川端市長公室長は、「施工監理業務委託を株式会社建設技術研究所、当該コンサルタント会社でございますが、そこを含む10社を指名して入札に付した時期でございます。この入札におきましては10社いずれからも当該業務に技術者の配置が困難なことや、十分な生産体制を整えることができない。このようなことなどを理由に応札する業者はなく、入札は不調となっております。」と答弁されたが、10社は、なぜ施工監理に応札しなかったのか、また、本来なら設計した建設技術研究所がもっとも有利であったのに、建設技術研究所はなぜ施工監理に応札しなかったのか（事実上の撤退）おおいに疑問です。

建設技術研究所は、詳細設計の実施範囲であった免許申請書の作成を、「これまでに作成経験が無いので完了できない」と明言し、当財団と舞鶴市が作成することとなりました。建設技術研究所は、受託した詳細設計に問題があると認識しており、中継局設備を設計する為の技術者や経験が無かった為、施工監理を行う事もできないと判断し、事業から撤退したのではないのでしょうか。舞鶴市は撤退の理由をどのように認識していたのか舞鶴市の回答を求めます。

また、無線中継回線の電波受信強度が規定値に達しない不具合発覚後（令和3年5月13日）、2年間にわたり設計を担当した建設技術研究所が一切招集されることがありませんでした。舞鶴市が詳細設計を行った建設技術研究所に対して、その瑕疵と責任を一切問わない対応は、明らかに不自然であり、市民が理解できるものではなく、大きな問題です。問題発生後、舞鶴市は建設技術研究所に対して問題解決に向けてどのような交渉をされたのか回答を求めます。

2) 令和2年10月28日付の広報広聴課の本メールの趣旨について

川端市長公室長は、「本メールの趣旨は免許申請に係る今回のこの総務省との事前協議において、仮に設計会社が前年度なんですけれども、元年度の詳細設計において作成した資料で総務省から修正の指摘があれば、設計会社の責任で修正をして受け取ってもらうところまで引き上げるということを意味するものでございました。」と答弁したが、これは、当該メールの趣旨を逸脱しており、明らかに舞鶴市の責任回避をするための答弁であり撤回を求めます。しかも「設計会社の責任で修正をし

て受け取ってもらうところまで引き上げるということの意味している」ということですが、建設技術研究所が責任を持って作成した回線設計書で工事を行ったところ問題が発生したのが事実であり、舞鶴市としては設計会社に何らの責任を求めず費用を払ったままの状態です。

本メールの背景は、総務省近畿総合通信局からの指摘（※令和2年10月22日付メール）により加佐中継局の無線回線の受信感度が規定値に達していないが大丈夫か？と建設技術研究所の回線設計データ（詳細設計）に疑義が生じた事です。当財団は基本的な設計データの信憑性と責任の所在が曖昧となっている事を舞鶴市に指摘し、舞鶴市に対し第三者による設計データの再検討（再シミュレーション等）を助言しました。（本事業の無線通信機器供給事業者のFM ながおか（長岡移動電話システム株式会社）からも本問題が指摘・確認されたこともメールにて舞鶴市に助言している。）しかしながら、舞鶴市は設計責任が建設技術研究所にあると本メールにて断言したので、建設技術研究所の作成した回線設計データによって中継局の免許申請を行い工事が着工されたものです。具体的に舞鶴市発信のメールに「回線設計に関して、設計会社の建設技術研究所が問題ないとの回答をしておりますので、それを信じて出すしかないと思います。もちろん、問題があれば設計会社の責任になります。」とされています。当財団は、当財団の方で保有する本メール（別紙⑥）を公表することで、当時の詳細な状況を明らかにし、建設技術研究所の設計責任と舞鶴市の監督責任を明らかにします。

3）技術基準に適合していても設計したものが正常に作動しなかった事が問題

川端市長公室長は、「総務省によって電波法に定める技術基準に適合していることが確認されており、コンサルタント会社に責任を問うものではないと考えております。」と答弁したが、設備設計と施工において、定められた技術基準は国が定める必要条件であり、設備が機能する為の絶対条件ではない。設計会社は技術基準の必要条件を満たした設計を行うだけでなく、実際に設備として機能するよう設計するのが当然である。建設技術研究所には本事業の放送設備の設計に必要な十分な設計経験及び設計能力が無く、総務省との事前協議や確認が極めて不十分であった事が本件トラブルの主たる原因です（後述項目3. が根拠）。川端市長公室長のこの答弁は、舞鶴市が中継局設備の設計に必要な設計会社の能力や経験を理解しておらず、「建設技術研究所」の責任を問わない為の詭弁であり、答弁の撤回を求めます。

3. FMまいづる中継局に関する建設技術研究所の詳細設計の不備について

市民4人が「使用できなかった中継局を設計した会社に損害賠償させるべきで、市民の血税からの支出は不当」として住民監査請求をしたことに対し、舞鶴市の監査委員は「無線局の設置は特殊で設計に瑕疵があるとまではいえない」として2022年5月25日に訴えを棄却していますが、当財団は、本事業の当事者（放送事業者及び放送免許の免許人）として、市民に対して真実を明らかにする義務があると考えます。建設技術研究所は放送局設備の設計経験・実績が著しく少ない会社であり、本事業の設計業務において十分な設計能力があったとは言えません。少なくとも以

下の事実のとおり明らかに詳細設計業務の未完成及び瑕疵がありました。以下について舞鶴市の認否を求めます。

1) 建設技術研究所の詳細設計業務は適切に完了されていなかった。

令和2年4月、舞鶴市は建設技術研究所の詳細設計報告書を当財団に提出し、当財団は舞鶴市との契約関係は無かったが、任意に中継局の詳細設計の確認作業を開始したところ70箇所以上の齟齬や不十分な設計を発見し、舞鶴市に報告した。当財団は、舞鶴市の依頼により全体工程の遅延を防ぐ為、この確認作業を令和2年7月に施工監理業務委託を舞鶴市と契約するまで無償で協力した。この業務は、本来、建設技術研究所が自社で行うか舞鶴市が行う業務であるが当財団は、設計会社が所有する業務用シミュレーションソフト等を使用しない範囲で協力した。(舞鶴市はこの当財団のチェック結果を建設技術研究所に通知し、一部の図面及び数値が訂正・修正された。)

2) 建設技術研究所は業務範囲であった中継局の免許申請書類の作成を完了できていなかったにも関わらず、舞鶴市は、建設技術研究所の業務は令和2年2月28日に完了、同日に検査業務を完了したとしている。

建設技術研究所は免許申請書の作成実績が無く正しく作成できないと自白し(令和2年4月10日に建設技術研究所からメール有)、免許申請書は、当財団が舞鶴市と工事会社(NESIC)の協力を得て完成させた。その他、上記1)に記載の通りであるが、建設技術研究所は総務省と免許申請に必要な設計上の確認などをしないまま(複数項目の証拠書類有)設計を進め、形だけの免許申請関係書類を提出し、免許申請書の作成は未完成のまま設計業務を終了している。

3) 建設技術研究所の中継局の無線回線の設計には問題があった

加佐中継局の無線回線設計(シミュレーション)において受信電力が規定値を下回る可能性があり、正常に受信できない可能性があると、総務省近畿総合通信局から申請前の事前確認段階で指摘を受けました(令和2年10月22日付 総務省近畿総合通信局からのメール)。このような確認作業は、本来は、建設技術研究所が令和2年2月末の業務完了迄に確認しておくべき事であるが、当財団は舞鶴市に対して、この時点で改めて対応を迫ったが適切な対応がとられませんでした。結果的に3箇所(空山中継局・五老ヶ岳親局・加佐中継局)全てにおいて設計及び規定の受信電力を下回っていた。空山中継局は実聴が可能と判断したが、円満寺(西市民プラザ)固定局については後に送信電力アップの変更申請を行った。加佐中継局の顛末については前項2)の通りである。建設技術研究所の中継局の無線回線の設計に問題があった事は、設計経緯と複数の技術的な証拠で明確である。

4 加佐中継局の追加工事(1990万円)は、舞鶴市の不適当な設計業者選定と

建設技術研究所の設計不備を防げなかった舞鶴市の監督責任により発生

舞鶴市は加佐中継局の追加工事の原因に「予期できない自然現象の影響や試験電波を出さないと分からないという電波の特殊性」を主張していますが、基本設計段階から放送局設備について十分な実績のある放送設備専門のコンサルタント会社が入っていれば、加佐中継局を適切な場所に設計し、追加工事費（1990万円）の発生は回避できたと考えます。前項3の通り、建設技術研究所の加佐中継局の詳細設計結果（場所選定と中継回線設計）は適切ではなく、建設技術研究所は不適当な業者選定であったと言わざるを得ません。また、建設技術研究所が詳細設計及び免許申請書の作成業務を適切に完了していないにも関わらず舞鶴市は業務の完了を認めており、後に加佐中継局の中継回線設計の疑義についても建設技術研究所の設計責任を明言しています（前項2の2）。しかしながら、問題発生後も建設技術研究所への根本的な責任追及を行っていません。通常であれば加佐中継局の追加（改修）工事の設計は詳細設計を行った建設技術研究所に依頼すべきですが、舞鶴市は建設技術研究所では対応できないと判断したのではありませんか？以上の経緯から、追加工事（1990万円）の追加工事費は、市民に負担させるべきものではないと考えます。舞鶴市の回答を求めます。

5 事実でない事を答弁された事により当財団の名誉が損なわれたことについて

舞鶴市は複数回の議会答弁において当財団の名称を上げ、中継局の問題の一端が当財団にあるように答弁されました、これにより当財団の名誉が損なわれた為、答弁の撤回・訂正と当財団への謝罪を求めます。答弁の撤回・訂正と当財団への謝罪が無い場合は、当財団は全ての関係文書を公表し当財団の名誉を自ら回復します。

1) 令和3年5月頃にFMまいづるの中継局が開局する事を総務省近畿総合通信局からプレス発表しているにも関わらず、設計に大きな問題があった為に中継局が正常に稼働せず、中継局開局が大幅に遅れる事を舞鶴市は自ら公表しなかったこと

2) 当財団が新聞取材に対応したことなどについて守秘義務違反の疑惑をかけたこと

3) 加佐中継局の中継回線に無線伝送が導入された経緯や理由に当財団の要望があったように答弁し印象操作をしたこと

以上

一般財団法人有本積善社
代表理事 有本圭志